

ゴルフ場利用約款

(約款の設定と適用範囲)

第1条 今般当ゴルフ場でプレーする方(会員・非会員を問わない)の施設利用契約の内容は、社団法人静岡県ゴルフ場協会の会員、ゴルフ場経営会社間の申し合わせ及びクラブ理事会との協議の結果、本約款の定めに従っていただく事になりました。但し、会員の方は、会則に本約款が抵触するときは、会則が優先して適用されます。

(利用契約の成立)

第2条 当ゴルフ場においてプレーされる方は、フロントにおいて本約款を確認の上、所定の署名簿にサインしてください。これにより、当ゴルフ場は署名者の施設ご利用をお引き受けすることとし、プレー終了後、当ゴルフ場より退場される前に、別に定める料金をお支払い願います。

(施設利用の拒絶)

第3条 当ゴルフ場は次の場合には、施設の利用並びに利用の継続をお断りすることもあります。

- 1.満員のためスタート時間に余裕がないとき
- 2.非会員については、会員の同伴又は紹介がないとき
- 3.利用者が公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為をなした場合、又は、なすおそれがあるとみとめられるとき
- 4.天災、その他やむを得ない事情によりクローズするとき
- 5.利用者がいわゆる暴力団と称される組織、暴力団の構成員と認められるとき
- 6.その他本約款に違反したとき、並びに当ゴルフ場の施設を利用されることが好ましくない事由があるとき

(休場日、開場時間)

第4条 当ゴルフ場の休場日と開場時間は所定の規定によりますが、臨時的に変更する事があります。

(金銭その他貴重品)

第5条 金銭その他貴重品については、貴重品ロッカーをご利用ください。ロッカー・浴室・コース等で盗難や紛失の事故があっても、当ゴルフ場は一切責任を負いません。

(携帯品・自動車等)

第6条 携帯品や場所を提供している駐車場の自動車の盗難・損害等については、当ゴルフ場は責任を負いません。

(ロッカーの鍵)

第7条 ロッカーの鍵は、利用者ご自身で管理していただきます。ロッカー収容品については、当ゴルフ場

は責任を負いません。

(宅配便の取り扱い)

第8条 宅配便によるゴルフクラブ・バック・シューズケース・賞品等のお取次ぎはいたしますが、お取り次ぎ中の物品につきましての紛失・損害等の責任は負いません。

(危険防止責任とエチケット・マナーの厳守)

第9条 ゴルフは時により大変危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット・マナーを守り、キャディのアドバイスの如何にかかわらず、全て自己の責任でプレーしていただきます。

(ティーグラウンドにおける素振り)

第10条 素振りは、ティーマーク内の打席、又は、特に指定された場所以外ではやらないでください。プレーヤーはみだりにティーグラウンドに立ち入らないでください。

(飛距離の確認)

第11条 先行組に対しては、後続組のプレーヤーは、キャディのアドバイス如何にかかわらず、自己の飛距離を自分で判断して、先行組に打ち込まないように打球してください。

(キャディ及びフォアキャディの合図)

第12条 キャディ及びフォアキャディの合図は、先行組が通常の飛距離外に前進したと判断されるときは合図ですから、合図があっても、打者は自己の飛距離を自分で判断して打球してください。

(打者の前方に出ないこと)

第13条 同伴者は、打者の前方には絶対に出ないでください。打者の前方に出た結果の事故、その他プレーヤー同志の打球等の事故によって生じた事故については、プレーヤー間において解決していただくこととし、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

(隣接ホールへの打込み)

第14条 隣接ホールへの打込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断し慎重に打球してください。万一打込んだ場合は、そのホールのプレーヤーに合図をし、邪魔にならないよう打球するとともに、自己の同伴プレーヤーにも充分注意して打球してください。

(退避及び退避所)

第15条 先行組のプレーヤーは、後続組に対して打球させるときは、後続組が全員打ち終わるまで退避所又は安全な場所に退避してください。

(ホール・アウト後の退去)

第16条 ホール・アウトした場合は直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対し安全な場所を通り、次のホールへ進んでください。

(雷鳴があった場合)

第17条 雷鳴があって、落雷のおそれがあると認められる場合は、直ちにプレーを中止し、退避所等安全と思われる場所に退避してください。

(乗用カートの取り扱い)

第18条 電磁誘導乗用カート(以下「カート」という)は確実に操作して人身事故や施設・カート等に損傷を及ぼさないよう十分安全確認をおこない利用してください。カートの発進時は周囲の状況や同行者の安全確認の上、発進操作してください。自動停止装置は、人や障害物(カート以外)には反応しません。緊急時はブレーキを踏んで停止させてください。同伴者又はプレーヤーに損害を与えた場合、お客様自身の責任において解決していただきますので、十分ご注意ください。プレーヤーの怪我、カートの故障等で緊急連絡が必要な場合は、カートにある無線にてマスター室にご連絡をください。リモコンを紛失、破損された場合は金30,000円を頂戴いたします。使用可能な状態で発見・返却された場合には返金いたします。

(火気使用の禁止)

第19条 コース内やクラブハウス内の火気使用は、所定場所以外は厳禁します。マッチの燃えがら、煙草の吸がらは必ずよく消して灰皿にお入れください。

(違背の場合の責任)

第20条 利用者がこの利用約款に違反して、第三者に損害等の事故を発生させた場合、又は、自分が違反して損害等の被害を受けた場合は、当ゴルフ場は一切の損害賠償等の責任を負いません。

(クラブ等の確認)

第21条 利用者はプレーを終了した場合は、クラブを点検し相違ないか慎重に確認し、所定の用紙にサインしてください。クラブ等をお渡し後のクラブの不足、瑕疵については、当ゴルフ場は責任を負いませんので、ゴルフ場退場の際ご確認ください。

(施設に損害を与えた場合)

第22条 利用者の故意又は過失により、当ゴルフ場の施設に損害を与えた場合は、その損害を賠償していただきます。

(施設内への持込品)

第23条 施設内へ下記のものを持ち込むことを禁止いたします。

- 1.動物のペット類
- 2.著しく悪臭を放つもの
- 3.鉄砲・刀剣類
- 4.火薬、揮発油等発火、爆発のおそれのあるもの

(行為の禁止)

第24条 施設内で下記の行為は禁止いたします。

- 1.とばく、その他風紀をみだすもの
- 2.物品販売、宣伝広告等の行為
- 3.利用者以外のコース内立ち入り（特に許可する場合を除く）
- 4.他人に迷惑を及ぼし又不快感を与える行為

(利用継続の拒絶)

第25条 当ゴルフ場は次の場合には利用の継続をお断りすることもあります。

- 1.公の秩序もしくは善良なる風俗に反する行為があったとき
- 2.当ゴルフ場に対し、好ましくない行為があったとき
- 3.技術が著しく未熟であって、他人のプレーに迷惑をかけたとき
- 4.ルール・マナー及び警告を無視してスロープレーを改めないとき
- 5.その他本約款の違反したとき

(非会員の債務の保証)

第26条 会員が同伴又は紹介した利用者（非会員）が、会社に対して負担するゴルフ場利用に伴う一切の責務及びその利用者が、ゴルフ場に与えた損害金の支払債務については、会員は利用者の債務の履行につき、利用者と連帯して保証していただきます。

(非会員の周知方依頼)

第27条 会員は会員の同伴又は紹介した利用者（非会員）に対し、本約款の存在及びその内容を知らしめることにご協力願います。

(本約款の変更手続)

第28条 本約款は、会社とクラブ理事会が協議のうえ会員の意向に反しないと認められるときは、社団法人静岡県ゴルフ場協会に報告して変更することができる。

(信義則)

第29条 その他会則・本約款に定めのない事項はゴルフプレーの精神にのっとり、信義・誠実の原則に従って解決されるものとする。

本約款は1989年4月1日から施行する。